

社会福祉法人あかいけ寿老会役員等報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかいけ寿老会（以下「法人」という。）、法人理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事長が法人用務を適正に遂行していくために、本部又は施設において勤務した場合の報酬の額は、1時間につき2,000円とする。

2 理事会及び評議員会（以下「役員会」という。）に出席するための報酬の額は、1日につき5,000円とする。

3 役員会以外の用務に出席するための報酬の額は、1日につき5,000円とする。
なお、施設行事等に参加する場合にはこの限りでない。

4 評議員選任・解任委員会に出席するための委員の報酬の額は、1日につき3,000円とする。

(重複給付の禁止)

第3条 法人役員で業務に職員として従事しているときは、役員としての報酬は支給しない。

(旅費)

第4条 役員が法人の用務のため旅行したときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は実費とする。

(費用弁償)

第5条 半日単位に法人用務に役員が出席する場合については報酬及び旅費に代わり費用弁償とすることができる。

2 費用弁償の額は1回につき3,000円とする。

附 則

1 この規程は、平成18年9月1日から施行する。

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

1 この規程は、平成25年6月12日から施行する。

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

経過措置

1 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任に係る報酬はこの規程の例により行う。